

令和6年7月

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県L P ガス協会

### L P ガスの商慣行是正に向けた 「自主取組宣言」の公表について（お願い）

日頃より、弊会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて国は、L P ガス業界において問題視されてきた商慣行について、これを是正し、取引の適正化・料金の透明化を図るため液化石油ガス法令を改正しました。

この法令改正を受け、全国L P ガス協会は「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」を策定いたしました。私たちL P ガス販売事業者は、今回の法令改正を実りあるものとするため、行動指針に基づくアクションを起こさなければなりません。

会員の皆様にはこの行動指針を参考に、取引の適正化・料金の透明化に向けた「自主取組宣言」を策定し、店頭やホームページで公表していただきますようお願いいたします。

「自主取組宣言」の公表は商慣行是正に向けた第一歩であり、ご報告いただいた公表状況は全国L P ガス協会のホームページに掲載されております。

つきましては、自社の取組宣言の公表状況について、別紙により全国L P ガス協会にご報告くださるようお願い申し上げます。

なお、「自主取組宣言」の公表状況は所管官庁も注視しており、資源エネルギー庁では、公表された宣言を精査したうえで同庁のホームページに実施事業者を掲載する方針です。

記

- ① 貴社(店)における「自主取組宣言」を策定し、自社ホームページもしくは店頭表示等にてご公表ください。
- ② 公表されましたら、別紙により 全国L P ガス協会へご報告ください。

公表状況：【全国】1,054事業者(所)、【埼玉県】11事業者(所) 7月13日現在

全国L P ガス協会HP【実施事業者一覧を掲載】

<https://www.japanlpg.or.jp/info/optimization.html>

(もしくは、「全国L P ガス協会 実施事業者一覧」で検索してください。)

・実施事業者の一覧、及び、各社(店)の宣言を閲覧することができます。

埼玉県L P ガス協会HP【通知、行動指針、液石法通達・ガイドライン掲載先等】

<https://saitamalpg.or.jp/publics/index/29/#block117-522>

(もしくは、「埼玉県L P ガス協会 事業者向け②」で検索してください。)

- ・お客様に不利益をもたらす商取引は、通報フォームへの情報提供をお願いいたします。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html)  
(もしくは、「L P ガス商慣行通報フォーム」で検索してください。)
- ・ご参考までに「自主取組宣言」【例】を添付いたします。貴社(店)のお取り組みに合わせてご利用ください。

# 「L P ガスの商慣行見直し に向けた取り組み宣言」

\_\_\_\_\_ は、L P ガスが  
お客様から選ばれ続けるエ  
ネルギーとなるため、L P ガ  
スの商慣行見直しに向けて  
液化石油ガス法を遵守し、  
「過大な営業行為の制限」  
「三部料金制の徹底」  
「L P ガス料金等の情報提  
供」に取り組みます。

# 別紙

令和 年 月 日

(一社) 全国LPガス協会 宛  
Eメール : info4@japanlpg.or.jp  
FAX : 03-3593-3700

## LPガスの商慣行是正に向けた 「自主取組宣言」の公表について

都道府県名

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

公表日 \_\_\_\_\_

公表方法：該当する箇所に  をお願いいたします。

なお、2. SNS等 (Instagram、Facebook、X (Twitter)) 及び  
3. 店頭表示の場合は、必ず「自主取組宣言」の内容と表示の様子が  
確認できる写真やPDFを添付していただきますようお願いいたします。

1. 自社ホームページ

ホームページ掲載アドレス

\_\_\_\_\_

2. SNS等 (Instagram、Facebook、X (Twitter))

3. 店頭表示

都道府県協会 御中  
直接会員 御中

(一社) 全国LPガス協会

LPガスの商慣行是正に向けた「自主取組宣言」の公表について  
(お詫びとお願い)

標記につきましては、令和6年4月23日付け全L協保安・業務G6第19号において、LPガス販売事業者が自社のホームページ等に「自主取組宣言」を掲載いただくとともに、その掲載アドレスを当協会にご連絡いただくようお願いしておりました。

この度、都道府県協会からLPガス販売事業者が自社のホームページ以外の店頭表示等で公表している場合の対応についてご質問を受けた際、当初はホームページ以外の公表の場合にご連絡の必要はない旨をご回答しておりました。

しかしながら、LPガス販売事業者の中にはホームページを開設していないところがあること、また、店頭表示やSNS等で新制度に向けた取組みをしているにもかかわらず消費者等から取り組んでいないと受け止められることを懸念されるところがあるところのご意見があり、改めて検討したところ、ホームページ以外の店頭表示やSNS等において「自主取組宣言」を公表されたLPガス販売事業者につきましても、当協会にご連絡いただくことになりました。

当初のお願いを変更することになりましたこと、並びにお手数をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

つきましては、誠に恐れ入りますが都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては支店等に対し、新たにホームページに掲載された際は掲載アドレス、また、店頭表示やSNS等において公表された際は、「自主取組宣言」の内容と表示の様子が確認できる写真やPDFを添付いただき、別紙とともに、当協会にご連絡いただきたいことについてご周知ください。

また、既に店頭表示やSNS等において公表していることをご連絡いただいた会員または、支店等には当協会より直接ご連絡し、写真やPDFをご提出いただくご案内をさせていただきます。

以上のように、ご連絡いただいた「自主取組宣言」は当協会のホームページに掲載させていただきます。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、森、岩田

全L協保安・業務G6第19号  
令和6年4月23日

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

LPガスの商慣行是正に向けた対応「自主取組宣言」の公表について  
(お願い)

今般の取引の適正化・料金の透明化に向けた制度改革を踏まえ、令和6年3月28日開催した当協会の理事会において、LPガス業界として新制度の下で商慣行是正を推進していくことが重要であることから、販売事業者自らそれを宣言することが重要と合意されました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対して、別添の行動指針を参考にするなどして自社のホームページ等へ「自主取組宣言」を掲載いただくとともに、それについて別紙をご記入の上、当協会にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、ご連絡いただきました「自主取組宣言」につきましては、経済産業省へ報告させていただきますことをご了承願います。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、岩田

# 別添

## 取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針

2024年3月28日

LPガス業界において多年にわたり問題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るべく、液化石油ガス法に基づく規制が導入されることを受け、個々のLPガス販売事業者は、それぞれがこれを重く受け止めて、取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を以下の基本原則等に則して策定の上、これを公表して対外的にコミットメント(公約)し、LPガスが引き続き顧客から選択されるエネルギーであるために尽力すべきである。

### <基本原則>

#### 1. 顧客との信頼関係構築

LPガスが、国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識した上で、LPガス販売事業者は、自ら販売するLPガスの保安の確保や供給の安定とともに、取引の適正化・料金の透明化を図り、これにより顧客との信頼関係を構築すべきである。

#### 2. 顧客以外の関係者との信頼関係構築

LPガス販売事業者は、上記1のLPガスの顧客との信頼関係を構築する上で不可欠となる自らの従業員のほか、直接顧客との接点はない取引先等自らの事業に係る商流や物流に関する全ての関係者との信頼関係を構築すべきである。

#### 3. 社会への貢献

LPガスの社会経済的重要性に鑑み、LPガス販売事業者は、自らの事業の維持・発展を図るとともに、それが社会への貢献となるように事業運営をすべきである。すなわち、自らの事業が社会によって支えられていることでサステナブル(持続可能)な存在であり続けることを認識した上で、自らも社会への貢献を念頭に活動すべきである。

## 第1章 顧客との信頼関係構築（基本原則1）

### 1-1 法令の遵守

LPガス販売事業者は、液化石油ガス法（以下、液石法という。）に基づく登録を受けて事業を行っている存在であり、液石法に規定される事業者に対する保安・取引に係る各種規制については、遵守する必要がある。

しかし、長年にわたる商慣行が顧客である消費者の信頼を損なう場合が多々あったことから、このほど商慣行是正により取引の適正化・料金の透明化を図るため液石法において新たな規制が導入されることとなった。

LPガス販売事業者は、こうした背景を重く受け止め、改めて法令遵守すべきことを確認すべきである。

特に、2024年4月に公布される液石法関係改正省令による以下の3点の規制については留意して、遵守すべきである。

- ① 過大な営業行為の制限
- ② 三部料金制の徹底
- ③ LPガス料金等の情報提供

### 1-2 法令の遵守を担保する体制整備

LPガス販売事業者は、1-1にある法令の遵守を履行するため、経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底すべきである。

特に、顧客である消費者と直接に接する全ての組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させるべきである。

このため、LPガス販売事業者は、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備すべきである。

### 1-3 法令遵守に向けた顧客との関係性構築

LPガス販売事業者の法令遵守徹底を確保するため、顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図るべきである。

## 第2章 顧客以外の関係者との信頼関係構築（基本原則2）

### 2-1 事業運営の理念・ビジョンの共有

LPガス販売事業者が事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、自らの事業運営の理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備すべきである。

### 2-2 法令遵守の周知

2-1における事業運営の理念・ビジョンの共有を図った上で、LPガス販売事業者が液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知すべきである。

## 第3章 社会への貢献（基本原則3）

### 3-1 事業運営・ビジョンにおける社会貢献のコミットメント

LPガス販売事業者は、LPガスの販売を通じてより豊かな生活を提供して、自らの事業が社会に受け入れられることによって存立し、かつ将来に向けて存続可能であり、社会への貢献が自らの利益にもなることを認識し、事業運営・ビジョンにおいて社会貢献のコミットメントを行うべきである。

### 3-2 社会貢献の具体策の策定

LPガス販売事業者は、3-1においての社会貢献のコミットメントを实践するべく、例えば、カーボンニュートラルへの対応や災害時の重要な役割など社会貢献に向けた具体策を策定すべきである。

以上